

■会議結果の概要

会議の名称
例月出納検査及び随時監査
開催日時
令和6年5月29日（水） 午後1時25分から午後3時30分まで
開催場所
北名古屋市役所 東庁舎 3階 政策審議室
出席者数
監査委員2名、事務局職員他18名
議題（公開・非公開の別）及び会議の内容（審議経過、結論等）
（検査及び監査の経過については非公開） (1) 令和6年4月分例月出納検査（下水道事業会計含む） 例月出納検査結果 ア 現金（預金）の出納状況を調査した結果、誤りは認められなかった。 イ 出納諸帳簿及び証拠書類に誤りは認められなかった。 (2) 随時監査（防災備蓄品及び防災資機材について） 随時監査結果（別紙のとおり）
非公開の理由
監査又は検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非公開。（北名古屋市情報公開条例第7条第6号）
傍聴者数
その他
照会先
監査委員事務局監査課 ファックス番号：0568-23-3160 電子メールアドレス：kansa@city.kitanagoya.lg.jp

北名古屋市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和6年7月5日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 井 上 一 男

随時監査の結果について

1 準拠基準

北名古屋市監査基準

2 監査の対象

防災備蓄品及び防災資機材の管理

西地区小中学校8校、西之保防災倉庫、北名古屋市消防団第五分団詰所兼防災備蓄倉庫及び中江川排水機場

3 監査の着眼点

- (1) 台帳は、適切に整備、管理されているか。
- (2) 消費期限等は適正に管理されているか。
- (3) 廃棄手続きをした物品が、放置されていることはないか。
- (4) 廃棄手続きをした物品の有効な活用が図られているか。
- (5) 備品シールは、適正に貼付されているか。
- (6) 所在不明となっている備品はないか。
- (7) 管理点検体制が構築されているか。
- (8) その他、不適正に管理されている備品はないか。

4 監査の実施内容

防災備品が保管されている西地区の小中学校、西之保防災倉庫、北名古屋市消防団第五分団詰所兼防災備蓄倉庫及び中江川排水機場について、防災資機材備蓄一覧表に基づき、現地において、備品の保管状況、数量等を確認した。

5 監査の実施期間

令和6年4月30日（火）から令和6年5月29日（水）まで

6 監査結果

監査を実施した結果、概ね適正に事務執行がされていると認められた。一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度関係者に指摘して是正指導を行った。

(1) 台帳の整備及び管理

「防災資機材備蓄一覧表」と「食料品配分表」という名称で台帳を作成し管理している。全保管状況を保管場所毎や種別毎に区分して管理しており、常に最新の情報が出力できる状態であった。

一部、防災備蓄品及び防災資機材の保管状況と台帳上の数量が一致していないものがあった。防災備蓄品及び防災資機材を点検した際の見落としや、避難所を開設した際、防災訓練で使用した際、学校施設の改修のため物資の移動を行った際、熱中症対策等で緊急的に学校が使用した際等において、物資の使用や移動の状況が台帳に反映されていないことが原因である。また、危機管理課職員以外が防災備蓄品及び防災資機材の移動または使用をした場合に、その情報が危機管理課へ伝達されていないことも台帳に反映されない要因の一つである。

(2) 消費期限等の管理

食料及び飲料で消費期限が経過したものはなかった。

その他の消費期限の記載はないが経年劣化により使用できなくなる恐れがある物品についても、問題のあるものはなかった。引き続き経年劣化の程度を注視し、適切に管理されたい。

(3) 廃棄手続きをした物品の管理

廃棄手続きを行った物品で、保管場所から撤去したにもかかわらず、台帳から削除されていない物があった。

(4) 廃棄手続きをした物品の有効活用

食料及び飲料については消費期限の到来前に市内の特定非営利活動法人へ寄附し、法人を通じて子ども食堂や貧困家庭へ配布している。また、令和5年度は防災訓練参加者へ啓発品としての配布や、中学校で利活用し、廃棄は最小限にとどめていた。

(5) 備品シールの適正な貼付

屋外で使用するものは備品シールが剥がれてしまうため、備品の保管場所付近に備品シールを貼ったクリアファイルを置き補完されていた。主な備品は貼付されていたが、一部備品シールの確認ができない備品があった。

(6) 所在不明となっている備品等

小学校の体育館改修で移動した資機材や、総合防災訓練で使用したと思われる資機材等で、台帳の更新がされていないため正確な所在が不明となっているものがあつた。

(7) 管理点検体制の構築

防災交通課（現：危機管理課）で令和5年10月～11月に1度、令和6年3月に1度物資の点検を行った。また、避難所開設・運営担当が各避難所ごとに初動に必要な機材の有無や保管場所の確認を中心に年4回（5月・8月・11月・2月）資機材点検を行っている。

(8) その他、不適正に管理されている備品等

小中学校に配置されている防災備蓄品及び防災資機材について、段ボールで積み上げられた防災備蓄品等のさらに奥に保管されている防災備蓄品等があり、保管品の確認や取り出しが容易ではなかった。

7 指摘事項

- (1) 防災備蓄品及び防災資機材について、台帳と現物が一致しないものがあつた。移動や増減があつた場合は、台帳への反映を適切に実施されたい。
- (2) 備品シールが適正に貼付されていない物品が見受けられた。備品を適切に管理するため、備品登録の状況が明確になるよう措置されたい。
- (3) 積み上げられた防災備蓄品等のさらに奥に保管されているものがあり、確認や取り出しが困難なものがあつた。保管できる場所に限りがある状況だが、確認及び取り出しが容易にできる配置を検討されたい。

8 意見

緊急時において防災備蓄品及び防災資機材を最大限に有効活用するため、台帳

の正確な整理と保管場所の定期的な点検を継続するとともに、保管場所内の整理整頓に努められたい。